

# 重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

## 1 事業所の概要

事業所名	鈴鹿第8地域包括支援センター
所在地	鈴鹿市長法寺町字権現763番地
事業者指定番号	第 2400300097 号
管理者・連絡先	林 仁 TEL 059-372-3128
サービス提供地域	鈴鹿第8地域圏域

## 2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1 名
保健師・看護師	2 名
主任介護支援専門員	2 名
社会福祉士	1 名
介護支援専門員	2 名

## 3 サービス提供時間

午前8時30分から午後5時15分までとします。

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日までを除く)

ただし、サービス提供の必要が生じた場合は、この限りではありません。

## 4 利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として介護保険から全額給付されますので利用者の負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等がある場合は請求されることがあります。

## 5 サービスの提供方法

### (1) 利用までの流れ

窓口、電話等でご本人、ご家族等より現在の状況や生活上の要望などを伺います。介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書を締結した後、介護予防サービス・支援計画書を作成します。(計画作成以降は居宅介護支援事業所へ委託する場合があります。)

### (2) サービスの終了

#### ①利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者より解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

#### ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスが終了します。

- 利用者が死亡した場合。
- 利用者が担当地区外に転居したこと等により、サービス利用が困難になった場合。
- 利用者が医療施設等に入院（所）又は要介護認定を受けた場合や認定が受けられなかった等により、相当期間以上にわたりこの契約が目的とするサービス利用が困難となった場合。

## 6 サービスの目的及び内容

利用者が居宅での介護予防サービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や、利用者及びその家族等の希望を確認し、「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。
- 利用者の介護予防サービス・支援計画書に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、利用者、サービス事業者等双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

## 7 担当者の変更

利用者等より申し出があった場合、担当者を変更することができます。ただし、担当者の指名はできません。

## 8 個人情報等の秘密保持

- (1) 地域包括支援センターは、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないよう、必要な処置を講じます。
- (2) 地域包括支援センターは、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス調整のための担当者会議、サービス提供事業所、医療機関、(在宅介護支援センター)等へ個人情報の提供は行いません。

## 9 家族等への連絡

利用者、家族等より要望があり、双方の了承を得た場合、利用者へ連絡した内容を家族等にも通知することができます。

## 10 記録の保管、閲覧等

介護支援サービスの提供のために作成した記録、書類は、サービス完了日より5年間保存しなければならないものとします。

また、利用者及びその家族等は、保存された記録の閲覧、写しの交付を申請することができます。ただし、写しの交付については、かかる実費を利用者、その家族に対し、請求することができるものとします。

## 11 緊急時の対応

サービス提供時の事故発生や体調悪化等の緊急時には、家族のほか、主治医、サービス事業者等必要な機関との連携を図り、対応するものとします。

## 12 損害賠償及び事故時の対応

サービス提供において、事故が発生した場合は必要な措置をとり、速やかに家族等のほか、鈴鹿亀山地区広域連合に連絡します。

## 13 ハラスメントの防止

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第11条第1項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第30条の2第1項 の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

利用者及びその家族はサービスの利用にあたって、次の行為を禁止します。

- 介護支援専門員、その他従業員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を

用いて危害を及ぼす好意)

- 介護支援専門員その他従業員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
- 介護支援専門員その他従業員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかげ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ等。

#### 14 虐待の防止

利用者等の人権の擁護虐待の防止等のために次の通り必要な措置を講じます。

利用者の人権擁護虐待防止の観点から虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。

- 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 虐待防止に関する責任者を選定しています
- 成年後見制度の利用を支援します。
- サービス提供中に当該事業所従業員、または擁護者（現に擁護している家族、親族、同居人など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報します。

#### 15 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの利用を続けられるよう、業務継続計画を策定し、それに従い介護支援専門員その他従業員に必要な研修や訓練を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- 感染症の発生またはそのまん延を防止するための指針の整備
- 感染症の発生またはまん延を防止するための研修および訓練の実施

#### 16 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

鈴鹿第8地域包括支援センター	電話番号 059-372-3128
	FAX番号 059-372-3129
	担当者 森岡 賢治
	月曜日から金曜日 8時30分～17時15分

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

鈴鹿亀山地区広域連合	住所 〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号 鈴鹿市役所 西館3階  電話番号 059-369-3201（給付グループ） 059-369-3205（指導グループ）
三重県国民健康保険団体連合会	住所 〒514-8553 三重県津市桜橋2丁目96番地 電話番号 059-222-4165

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者

事業者名 鈴鹿第8地域包括支援センター

(指定登録番号)

鈴鹿亀山地区広域連合 指定 第 2400300097

説明者 \_\_\_\_\_ 印

(委託先の居宅介護支援事業所が説明を行った場合)

事業者名 \_\_\_\_\_

(指定登録番号)

説明者 \_\_\_\_\_ 印

(業務委託先居宅介護支援事業者)

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

(指定登録番号)

担当ケアマネジャー \_\_\_\_\_

※ 居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人

氏 名 \_\_\_\_\_ 印